

# 植物防疫所

# 植物防控行情

No. 58

発行年月:令和7年9月  
無断転載禁止  
ISSN 2186-1625

発行所 農林水産省  
那霸植物防疫事務所  
〒900-0001 沖縄県那霸市港町 2-11-1  
那霸港湾合同庁舎内  
TEL : 098-868-0715

公式キャラクター



QRコード



植物防疫所HP  
QRコード

<https://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索

## 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開幕

– 158か国・地域 7つの国際機関が参加 –



4月13日、大阪市此花区夢洲において、大阪・関西万博(以下、「博覧会」という。)が開幕しました。

この博覧会は10月13日までの184日間、「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、参加各國の歴史、文化の紹介、環境及び最先端技術の展示等が行われています。平成17年に開催された愛知万博の参加国120か国、4国際機関を大幅に上回る158か国・地域、7国際機関が参加しており、会場は国際色豊かに彩られています。また、会場内に設置された木造の大屋根リングは1周約2kmの世界最大級の木造建築物であり、内側に海外パビリオン、外側に国内パビリオンが配置されています。

博覧会開催に当たっての植物防疫所の対応状況を以下のとおり紹介します。



今回の博覧会は総合的な博覧会であるため、植物そのものを展示したケースは少ないですが、それでもパビリオンの装飾品、出展用の植物、食品、お土産用の民芸

品などを中心に数多くの植物類が大阪港、関西国際空港などに輸入されています。このため、植物防疫官は輸入時にこれらの植物類に禁止品が紛れ込んでいないか、病害虫が付着していないか検査を行い、検査合格後、会場に搬入されています。例えば、開幕前に大阪港で輸入検査合格となったナツメヤシの茎は、アラブ首長国連邦パビリオンの目玉である大きな柱の装飾に使用され、来場者の目を楽しませています。

また、日本国際博覧会協会の協力のもと、万博スタッフ向けポータルページ上に植物類を輸入する際の案内を掲載し、参加国に向けた制度周知を行っています。

加えて、様々な国からの来場者が予想されるため、開催期間中に会場周辺の関西国際空港、神戸空港及び大阪港において出入国する乗客に対し、植物の輸出入検疫に関するチラシを配布するなど、広報活動についても強化しています。

博覧会会場ではナショナルデーとして参加国のイベントが逐次開催されており、それに伴い今後も展示及び販売品として植物類が輸入されることが予想されます。関係機関と密に連携し、的確かつ円滑な植物検疫を行い、本博覧会の成功に寄与していきます。





## 令和6年度の九州地方のミカンコミバエ種群発見事例とその対応状況

### 1.はじめに

ミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex) は、成虫の体長が7~8mmのミバエ科の昆虫で、かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、かきなどの果物の大害虫です。成虫は果実に卵を産み、ふ化した幼虫が果実を食い荒らすことにより、果実の腐敗や落果を引き起こし、大きな被害をあたえます。

ミカンコミバエ種群は、中国、台湾、東南アジアなどに発生しており、日本ではかつて南西諸島及び小笠原諸島に発生していましたが、関係機関が連携し、18年の歳月と約50億円の防除費用をかけ昭和61(1986)年に根絶を達成しました。しかし、偏西風や台風などの強風に乗って、近隣の発生国から毎年のように飛来が確認されています。そのため、植物防疫所と都道府県が各地にトラップ(わな)を設置して早期発見に努めています。近年は、九州地方でも飛来の頻度が高まっています。

トラップ調査でミカンコミバエ種群が発見された地域では、さらにトラップを増設して発生状況の調査や誘殺板(誘引剤と殺虫剤を染み込ませた板)を設置するなどの防除対策を実施しています。

### 2.令和6年度の九州地方の確認と対応状況

令和6年6月17日、鹿児島県の奄美大島で、令和6年度において初めてミカンコミバエ種群が確認されました。以降、鹿児島県では54頭(枕崎市1頭、屋久島1頭、黒島1頭、奄美大島6頭、加計呂麻島2頭及び徳之島43頭)、長崎県(諫早市)では2頭、熊本県(津奈木町)では1頭が確認されました。

このうち、鹿児島県の徳之島では令和6年9月30日以降、複数の地点で多数のミカンコミバエ種群が確認されました。さらに、かんきつやパパイヤへの寄生が確認されたことから、徳之島全域で誘殺板の広域設置(島内延べ53,900枚)や、寄主果実の除去(計9,887kg)など、防除対策を強化しました。また、国の交付金を活用し、鹿児島県が、11月6日から15日にかけて島内の山間部や海岸線に誘殺板をヘリコプターから投下する航空散布を実施しました。

これらの防除対策を実施した結果、令和7年1月20日に1頭の確認を最後に、徳之島における発見はなく、令和7年7月17日をもって全ての対応を終了しました。



除去した果実の埋設

### 3.さいごに

ミカンコミバエ種群の侵入やまん延を防止するためには、早期に発見することと速やかに防除作業等を行うことが重要です。適切な防除を実現するためにも関係機関の協力が不可欠になりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いします。



ミカンコミバエ種群

# NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)が新しくなります (第7次NACCSの運用開始)



## 1.植物検疫関連業務のNACCS利用について

現在、植物防疫所への輸出入植物の検査申請、申請者への輸入検査の合格通知、消毒・廃棄命令書の発給などの植物検疫関連業務については、書面申請又はNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用したオンライン申請により行われています。

令和6年の輸入検査申請(貨物)は約24万4千件、輸出検査申請は約4万5千件あり、そのうちNACCS利用による申請は、輸入では約23万6千件で全体の97%、輸出では約4万1千件で全体の91%を占めています。

NACCS利用による申請のメリットとしては、輸入検査では、申請者が通関手続に必要な各種書面(植物検査合格証明書、消毒・廃棄命令書など)をオンラインにより受け取ることが可能となることや、輸出検査では、検査合格後の植物検疫証明書発行までの待ち時間が短くなるなど、輸出入関連諸手続の迅速化に大きく役立っています。

なお、NACCSの利用には、NACCSセンターとシステム利用契約を締結した者がNACCSセンターから提供される「NACCSパッケージソフト」を利用する方法と、植物防疫所Webサイトから「NACCS植物検疫関連業務」を利用する方法があります。

## 2.第7次NACCSの主な追加・変更機能

NACCSは機能や利便性向上などを目的として、これまで定期的なシステム更改(大規模なシステム改修)が行われており、令和7年10月12日に第7次NACCSへのシステム更改が行われ、運用が開始される予定です。

第7次NACCSでは、利用者から改善などの要望が多かった機能の追加・変更を行い、より一層利用しやすく、かつ安心・安全なシステムを目指しました。本

誌面では、第7次NACCSで追加・変更される機能の一部を紹介します。

### (1)電子植物検疫証明書(ePhyto)機能の導入

国際植物防疫条約(IPPC)事務局が運用するePhytoハブシステム(中継システム)を利用した、植物検疫証明書に代わる電子データを相手国と交換できるようになります。最初は一部の国との間でePhytoの本格的な利用が可能であるとの確認を行う試行期間として開始することとしています。

### (2)申請に添付するファイルの制限値の変更

1申請あたりの最大添付ファイル数が5ファイルから20ファイルに、1申請あたりの最大ファイルサイズ(添付ファイルの合計サイズ)が5MBから30MBに拡張されます。

### (3)その他に追加・変更される機能など

今回の第7次NACCS更改の詳しい内容については、ePhytoの説明を含め植物防疫所ホームページでご案内していますので、下記URLをご参照の上、更にご不明な点などがありましたら、最寄りの植物防疫所にご照会ください。



- 植物防疫所ホームページ「第7次NACCS更改(令和7年10月)のお知らせ」URL  
<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmando/naccs7th2025.html>





## フィリピン向けイチゴ生果実の輸出解禁について

フィリピンは、日本産イチゴ生果実について、オウトウショウジョウバエ (*Drosophila suzukii*) などの病害虫が日本で発生していることを理由に、これまで輸入を禁止していました。

農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、イチゴ生果実の輸出が可能となるように、フィリピン検疫当局と技術的協議を積み重ね、令和6年12月に日本産イチゴ生果実の輸出に係する検疫条件に合意し、フィリピンへの輸出が解禁されました。

フィリピンにイチゴ生果実を輸出するためには①温室などの生産施設の登録、②選果こん包施設の登録、③オウトウショウジョウバエ、ニセオウトウショウジョウバエ (*Drosophila pulchrella*) 及び *Drosophila subpulchrella* (以下「ショウジョウバエ類」という。) を対象とした生産施設での輸出期間終了までの発生調査、④登録生産施設と登録選果こん包施設の番号を表示した密閉こん包容器の使用、⑤こん包をラベル、テープ又はシールで封印、⑥フィリピン検査官による年1回の査察などが条件となっています。

オウトウショウジョウバエは、オウトウ、イチゴ、ブルーベリーなどの果実の害虫であり、キイロショウジョウバエなどのほかのショウジョウバエとは異なり、腐敗していない健全果にも産卵することが知られています。ショウジョウバエ類を対象とした発生調査では、生産施設内での誘引剤によるトラップ調査及び生果実の調査を行い発生の有無を確認します。もし、発生調査中にショウジョウバエ類が発見された場合は、原因が究明され適切な改善措置が講じられるまでの間、この生産施設の登録が停止されます。

令和7年3月にフィリピン検査官が来日し、解禁後初の査察が行われました。

近年、農薬だけに頼らない栽培管理方法が推進されており、フィリピン向けイチゴ生産施設の中には、粘着板を使用してアザミウマやそのほかの病害虫を防除する施設もあります。フィリピン検査官による査察の際には、施設内の栽培状況や設備を確認したほか、粘着板に付着した害虫についても関心が寄せられました。

令和7年6月までに千葉県、群馬県及び熊本県の産地から輸出検査でフィリピンの検疫対象とする病害虫の発見がなく合格となったフィリピン向けイチゴ合計約900箱、約3,600kg が輸出されました。解禁されたばかりであることと、収穫時期も終盤であったことから3県のみの輸出にとどまりましたが、今後は収穫最盛期での輸出も可能となるため、輸出数量の増加や、ほかの産地からの輸出も期待されます。



栽培地検査の様子



栽培中のイチゴ



# 隔離検疫の受検手続きについて

## 1. はじめに

海外から輸入される植物のうち、園芸生産上重要な栽培用の果樹苗木・穂木、花き球根類、イモ類などは、輸入港での一次検査の後、他の植物類から隔離されたほ場で一定期間栽培(隔離栽培)され、その間に輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などの検査を行っています。これを隔離検疫といいます。

## 2. 隔離検疫の概要

### (1) 隔離検疫が必要な植物

ぶどう属やみかん属などの果樹類の苗木、さつまいもの生塊根やばれいしょの生塊茎、チューリップやグラジオラスなどの植物の球根類が対象です(組織培養体も含む)。詳しくは植物防疫所ホームページを御覧下さい(※)。

### (2) 隔離栽培を行う場所

植物防疫所の隔離ほ場(以下「隔離ほ場」という。)又は、植物防疫所長が隔離ほ場として指定したほ場(以下「指定ほ場」という。)で行います。隔離ほ場は、北海道札幌市、茨城県つくば市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市、福岡県北九州市、沖縄県豊見城市にあり、隔離栽培は施設内で行われます。また、指定ほ場は、指定を受けようとするほ場の所在地を管轄する植物防疫所の審査が必要となります。



隔離栽培温室(茨城県つくば市)

### (※) 隔離検疫に関する情報

<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/isyubyou/index.html>

### (3) 隔離検疫の栽培期間

隔離栽培を命令した日から、果樹類については基本的に1年間、球根類及びイモ類は地上部が枯死するまでの1作期間になります。

## 3. 申請から植物の搬入まで

### (1) 隔離ほ場の場合

隔離検疫を希望される際は、隔離ほ場を管轄する植物防疫所へお問合せください。ほ場の受入状況などにより、受入時期及び数量を調整させていただくことがあります。

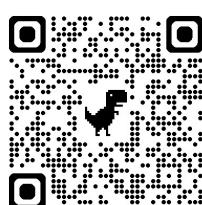
ほ場の受入れが決まりましたら、輸入2か月前までに、隔離栽培を行う植物防疫所に隔離対象植物輸入計画書を提出していただく必要があります。この計画書を提出後、輸入港での一次検査に合格した場合、合格した植物を隔離ほ場に搬入していただきます。

### (2) 指定ほ場の場合

①球根類の検査を希望する場合は、輸入1か月前までに、指定ほ場の所在地を管轄する植物防疫所に球根類等隔離栽培計画書を提出し、隔離栽培地としての審査を受ける必要があります。

②果樹類の検査を希望する場合は、輸入2か月前までに、果樹類隔離栽培計画書を提出し、指定ほ場としての審査を受ける必要があります。

いずれの場合も、指定ほ場としての条件がありますので、指定を受けようとするほ場を管轄する植物防疫所へお問合せください。輸入港での一次検査に合格した場合、合格した植物を承認された指定ほ場へ搬入していただきます。搬入後、植物防疫官が出向いて検査を行い、果樹類では検定用試料採取も行います。



## 「ぴーきゅんTV」メンバーの活動について(名古屋)

植物防疫所は、農林水産省公式YouTubeチャンネルであるBUZZMAFFに「ぴーきゅんTV」として参加しています。植物検疫に関する様々な情報を職員独自のスキルや個性を活かして発信するというコンセプトのもと活動を行っています。ぴーきゅんTVは令和6年2月に立ち上げ、令和7年7月時点で全国の植物防疫所から32本の動画を発信しています。

今回は32本のうち19本を作成し、活動の中核をなす名古屋植物防疫所のぴーきゅんTVメンバーの活躍を紹介します。

名古屋植物防疫所では吉本技官、浅野技官、櫻井技官の植物防疫官3名が中心となって動画を作成・発信しています。この3名は出演者であり、編集者でもあります。動画ごとにそれぞれ3名の個性が出ているので、誰が企画して誰が編集しているのか想像しながら動画を見ても面白いかもしれません。

右上のQRコードから、ぜひご視聴してください。



[https://www.youtube.com/playlist?list=PLVc03uX0lwZtaSVrFDscCA3Li0uvanD\\_U](https://www.youtube.com/playlist?list=PLVc03uX0lwZtaSVrFDscCA3Li0uvanD_U)



### 1.動画の作成について

動画を企画する際には、たくさんの人々に見てもらうことを意識しています。伝えたい植物検疫の情報を、楽しい企画に乗せて発信することで、植物検疫への関心が薄い層にも情報を届けられるように心掛けています。

また、たくさんの人々に見てもらうためには自分たちにしかない強みを生かすことも重要です。植物防疫所がYouTubeで発信する上での強みは、植物防疫所の業務の専門性にあると考えています。病害虫の同定業務や海空港での業務の様子などは、植物防疫所の職員にとっては当たり前の光景でも、一般の方からすればふだん知ることができない領域であり、とても興味深い内容であると思います。植物防疫所の専門性の高い部分をお見せするような形で動画を作成していくことが、私たちの強みを生かすことになるのではと分析しています。

### 2.今後の活動について

動画を作成し始めて1年以上が経ち、動画作成のノウハウを蓄積してきたところです。しかし、似た形式の動画が増えてしまうことは、マンネリ化につながると懸念しています。植物防疫所には約1,000人の植物防疫官がいますので、新しいメンバーを交えて動画を作成することで動画のバリエーションを増やしていきたいと思っています。名古屋植物防疫所では、広報強化チームを作り、新たなメンバーを迎えて更に活動を発展、継続させていきます。一見、植物防疫所の業務には直接関係ない特技や趣味であっても動画にしてみると化学反応を起こすこともあります。今後は新メンバーの登場にもご期待ください。

これからも楽しい動画を作りたいと思いますので、引き続き応援よろしくお願いします。



## CIQ出入国手続き合同キャンペーン開催(那覇)

7月2日、「知って安心! 海外旅行へ行かれるみなさまへ~CIQ出入国手続き合同キャンペーン~」を那覇空港において、初開催しました。これまで、成田空港などで行われていたイベントを参考に、海外旅行客が増加する夏休み時期に、検疫所、出入国在留管理局、動物検疫所、植物防疫所および税関(まとめてCIQといいます)が連携して、出国旅客に対してCIQ手続きの周知や注意喚起を行うことで、出入国のトラブルなどを未然に防ぐ目的で実施しました。イベントの案内ポスターは、横浜植物防疫所の職員の協力のもと、各キャラクターが可愛く描かれました。

当日は、4機関のイメージキャラクターの着ぐるみも参加したことから、多くの家族連れが次々と引き寄せられ、歓声を上げながら笑顔で記念写真を撮影する風景が多数見られました。用意していた5機関合同のチラシや広報パンフレットを全部配布しました。



案内ポスター



各 CIQ 機関の集合画像

この取り組みは、一般の方への広報活動以外に各機関の広報担当者とネットワークを構築する側面もあることから、今後は、開催場所、開催時期の検討をすすめ、恒例のイベントにしたいと考えています。



ぴーきゅんとの記念撮影

## 夏休み子ども見学デー2025開催(神戸)

8月8日、9日に神戸植物防疫所主催で事務所の一部を開放し「夏休み子ども見学デー2025」を開催しました。今年で3年連続の開催で、毎年参加する家族がいるほど大好評のイベントとなっています。

「植物検疫の仕事をのぞいてみよう!」をテーマに、検疫クイズ、穀類害虫のふるい分け検査体験、顕微



ふるい分け検査体験

鏡での昆虫観察、ドライフラワーを使ったハーバリウム作り、所長席に座ってみよう、ぴーきゅんとの写真撮影などの内容で、イベントの最後には、参加者に顔写真入り子ども防疫官証を授与しました。「勉強になり理解が深まった」「楽しかった」という感想もあり、親子合わせて約80人が楽しめたイベントとなりました。



顕微鏡での昆虫観察



## 海外からのお米の持込みについて

お米の価格高騰に伴い、令和7年になって海外から郵便物や手荷物でお米を日本に持ち込む事例が全国で急増しています。

日本へのお米の持込みは、海外から持ち出す前に現地の植物検疫機関で検査を受け、検査証明書を入手し、日本に到着した時点で植物防疫所の検査を受けてください。検査証明書が添付されていない場合は輸入検査の際に廃棄となります。

なお、日本に発生していない病害虫の侵入を防ぐため、朝鮮半島と台湾以外の国から精米する前の粉や稻の茎葉は輸入が禁止されています。

また、海外から日本へお米を持込む場合には、

植物防疫法の規定に基づく検査の他、食糧法、関税法等の規定に基づく、手続きが必要です。。

せっかくのお米が廃棄されないために、必ず現地での検査証明書の添付を忘れないよう、重ね重ねようしくお願い致します。

詳しい内容については下記QRコードからご確認ください。



### 注目情報

植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和7年9月10日現在

#### 【法令改正関係情報】

- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました(令和7年8月26日施行)
- テンサイシストセンチュウの緊急防除の実施についての一部が改正されました。(令和7年7月14日施行)
- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除の実施についての一部が改正されました。(令和7年7月14日施行)
- 「要綱・要領」を更新しました。(令和7年6月24日)
- 特定重要病害虫検疫要綱が廃止されます。それに伴い、「要綱・要領」が一部改正されます。(令和7年6月23日)
- 「植物防疫法施行規則」、「輸入植物検疫規程」及び「植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物」が一部改正されました。(令和7年6月23日)
- 「植物検疫制度の見直し」を更新しました。(令和7年6月23日)
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、防除を行う区域が変更されました。(令和7年6月19日)
- 「植物検疫制度の見直し」を更新しました。(令和7年6月9日)

#### 【輸入植物検疫関係情報】

- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年8月30日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年8月20日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年8月7日)
- チリ共和国 Coquimbo州Limarí郡内においてチチュカイミバエの誘殺が確認されたため、隣接する Elqui郡の一部地域に新たに検疫規制地域が設定されました。(令和7年8月1日)
- 種苗類検査の適切な実施に向けた対応についてを更新しました。(令和7年7月24日)
- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました。(令和7年7月17日)

#### 【輸出植物検疫関係情報】

- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました。(令和7年9月10日)
- カナダ向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産りんご)を掲載しました。(令和7年9月4日)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産かき)及び(令和7年産なし)を掲載しました。(令和7年8月20日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました。(令和7年8月15日)
- 「各国の輸入規制等詳細情報」における欧州連合(EU)の情報を更新しました。(令和7年8月12日)
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産なし・りんご)を更新しました。(令和7年8月5日)
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和7年産うんしゅうみかん)を更新しました。(令和7年7月10日)
- オーストラリアの「品目別検疫条件一覧表(貨物)」(キュウウリ種子)を更新しました。(令和7年7月1日)
- 「各国の検疫条件」におけるブラジルの情報を更新しました。(令和7年6月24日)
- 台湾向け生果選果こん包施設一覧(令和7年産もも)を更新しました。(令和7年6月19日)
- 台湾向け生果選果こん包施設一覧(令和7年産もも)を更新しました。(令和7年6月6日)

#### 【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報増刊2号」を掲載しました。(令和7年6月16日)
- 情報誌「植物防疫所 病害虫情報No.138」を掲載しました。(令和7年6月16日)

#### 【その他のお知らせ】

- 第7次NACCS更改(令和7年10月)のお知らせを更新しました。(令和7年7月24日)